

LPガス販売事業者等における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

1. LPガス販売事業者

- ・変異株の出現・拡大等も踏まえ、マスク（品質の確かな、できれば不織布）の着用、大声の抑制、社内への入館・入室時の手指アルコール消毒を徹底する。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
- ・事務所、会議室等の空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上）換気を頻繁に行う。
- ・可能な場合、CO₂センサーを複数設置して二酸化炭素濃度を測定することによる換気状況確認を行い、また換気の補助としてHEPAフィルター式空気清浄機やサーキュレーターを活用する。
- ・社内会議について、外部開催を避けるとともに社内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤、テレワークを導入する。
- ・自社で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・感染防止のための入場者の整理する（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）。
- ・お客様や取引先等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・お客様に対し、マスク着用の呼びかけを実施する。
- ・保安業務の万全を期すとともに、配送、メーター検針、保安点検・調査等に際し、マスクの着用、接客前・接客後の手指アルコール消毒を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染の恐れを理由としてお客様が消費設備調査を拒否される場合は、消費設備調査拒否として取り扱い、その旨の記録を残す。
- ・普段から、健康観察アプリ等を活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施するか、または、退社させ、医療機関の指示に従う。
- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、医療機関の指示に従う。また、接触者に対しては保健所の了承を得た上でPCR検査等を速やかに実施する。陰性であっても医療機関の受診を促し、症状が軽快するまで自宅待機とする。
- ・抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要

- ・ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
- ・ 本人や従業員(同居家族を含む)に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・ 事業所等にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・ 事業所の業務を停止した場合には、速やかに所属都道府県LPガス協会に報告を行う。
- ・ 感染拡大防止のため、部外者との面談場所、日時を記録しておく。
- ・ 厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例や動向等を注視して対応する。
また、接触確認アプリ(COCoA)やQRコード読取システム等を含む地域通知サービスの使用を推奨するなどの取り組みを行う。(COCoAをマナーモードで使用する際には電源とBluetoothがonになっていることを確認する。)
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 移動の業務車両内でも換気、マスク着用、対人距離確保等基本的感染防止策を徹底する。
- ・ 今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直す。
なお、寒冷な場面における感染防止対策として「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」(別紙参照)を参考に、マスクの着用や、人と人との距離の確保といった基本的な感染防止対策に加えて、対策として有効とされる、適切な換気や適度な湿度管理を実施する。

※トイレ関係

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- ・ 休憩・休息スペース同様換気を徹底する。

※休憩・休息スペース関係

- ・共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できるだけ2メートルを目安に（最低1m）確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
喫煙所で灰皿の周りが密にならないよう灰皿の設置距離を確保する。
- ・特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）を頻繁に行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できるだけ2メートルを目安に（最低1m）確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮するか、パーテーションを設置する。また、極力会話を控える。

2. LPガススタンド事業者

- ・変異株の出現、拡大等も踏まえ、マスク（品質の確かな、できれば不織布）の着用、大声の抑制、接客前・接客後の手指アルコール消毒を徹底する。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
- ・事務所、会議室等の空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）を頻繁に行う。
- ・可能な場合、CO₂センサーを複数設置して二酸化炭素濃度を測定することによる換気状況の確認を行い、また換気の補助としてHEPA フィルター式空気清浄機やサーキュレーターを活用する。
- ・社内会議について、外部開催を避けるとともに社内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤を導入する。
- ・自社で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・感染防止のための入場者の整理する（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）。
- ・お客様や取引先等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・お客様用のアルコール消毒容器をお客様が使用しやすい場所に可能な範囲で用意する。
- ・お客様に対し、マスク着用の呼びかけを実施する。
- ・充填等の際し、マスクの着用、接客前・接客後のアルコール消毒を徹底する。
- ・普段から、健康観察アプリ等を活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調

不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施するか、または、退社させ、医療機関の指示に従う。

- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、医療機関の指示に従う。また、接触者に対しては保健所の上承を得た上でPCR検査等を速やかに実施する。陰性であっても医療機関の受診を促し、症状が軽快するまで自宅待機とする。
- ・抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要
- ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
- ・本人や従業員(同居家族を含む)に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・事業所にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・感染拡大防止のため、部外者との面談場所、日時を記録しておく。
- ・厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例や動向等を注視して対応する。
また、接触確認アプリ(COCOA)のやQRコード読取システムを含む地域通知サービスの使用を推奨するなどの取り組みを行う。(COCOAをマナーモードで使用する際には電源とBluetoothがonになっていることを確認する。)
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・移動の業務車両内でも換気、マスク着用、対人距離確保等基本的感染防止策を徹底する。
- ・今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直す。
なお、寒冷な場面における感染防止対策として「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」(別紙参照)を参考に、マスクの着用や、人と人との距離の確保といった基本的な感染防止対策に加えて、対策として有効とされる、適切な換気や適度な湿度管理を実施する。

※トイレ関係

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- ・ 休憩・休息スペース同様換気を徹底する。

※休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できるだけ2メートルを目安に（最低1m）確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
喫煙所で灰皿の周りが密にならないよう灰皿の設置距離を確保する。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）を頻繁に行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できるだけ2メートルを目安に（最低1m）確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮するか、パーテーションを設置する。また、極力会話を控える。

以 上